

- 1 「用途を廃止」するとは、一時的な使用の休止ではなく、将来に向かって完全に製造所等としての機能を失わせることをいう。したがって、次の場合は廃止には該当しない。
 - (1) 製造所等の一時的な休止を行う場合・・・「使用休止」
 - (2) 設置(変更)許可を受けた後、完成検査前に製造所等の設置(変更)意思を喪失した場合・・・「許可の撤回」
- 2 廃止の届出は、製造所等の用途が廃止若しくは災害等により使用不能になった場合又は製造所等の区分を変更した場合に届出ること。(S37.9.17 自消丙子発第91号質疑)
- 3 製造所等の用途廃止時期は、届出受付日ではなく、届出書に記載された廃止年月日となる。
- 4 みだりに放置された製造所等については、関係者において消防法第3章に規定する占有者として適当な者を選出させ、当該占有者により用途廃止等について、消防法上必要な措置を講じさせるものとする。(S51.2.21 消防危第117号質疑)
- 5 地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指針(H3.7.11 消防危第78号通知)
 - (1) 廃止タンクの危険性に関する周知徹底

用途を廃止した地下貯蔵タンク(以下「廃止タンク」という。)は、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンクの内部のさび等のすき間に危険物が残留し、一定時間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する場合が多いこと、また、タンク内部に危険物の蒸気がほとんど見られない場合でも、溶断機等を使用して加熱すると蒸気が発生する可能性が高いことなどの廃止タンクの危険性について、作業員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 廃止時の留意事項
 - ア 廃止タンク内及び配管内の危険物を完全に抜き取ること。この場合において、引火点が40℃未満の危険物を抜き取る場合は、静電気を除去するために、廃止タンク、抜き取りポンプ及び収納容器を接地するとともに、電気機器は防爆構造のものを使用すること。
 - イ 廃止タンク内を乳化剤、中和剤等で洗浄後、気相部が生じないようにタンク頂部まで砂を充填するか、又はガス検知器で廃止タンク内に可燃性蒸気がないことを確認すること。
 - ウ 廃止タンクは、撤去することを原則とするが、やむを得ず廃止タンクを埋設した状態にしておく場合は、砂をタンク内に完全に充填すること。ただし、廃止タンクの撤去時期が具体的であり、一時的に埋設した状態におく場合は、窒素ガス等の不燃性気体を充填すること。
 - (3) 廃止タンク掘り起こし時の留意事項
 - ア 廃止タンクのマンホール、ソケット等の開口部を閉鎖してから廃止タンクの周囲を掘削すること。
 - イ 廃止タンクの周囲の土には、危険物が残存していることがあるので、ガス検知器で可燃性蒸気の有無を確認するとともに、可燃性蒸気が検知された場合には、周囲の土に中和剤を散布し、掘削穴に可燃性蒸気が充満しないようにすること。
 - ウ 危険物配管の切断は、溶断機等の火気を使用しないことを原則とするが、やむを得ず火気を使用する場合は、配管内を洗浄し、フランジ部を遮断する等タンクへの空気の流通を絶った後に行うこと。
 - (4) 廃止タンク解体作業時の留意事項
 - ア 廃止タンクの解体は、解体工場等の安全な場所で行うこと。
 - イ 解体作業に従事する作業員に対して、貯蔵されていた危険物の性状、作業手順及び安全の確認について周知徹底すること。
 - ウ 消火器を準備しておくこと。
 - エ 解体作業員は、廃止タンクの鏡板の前で作業しないこと。
 - オ マンホールのない廃止タンクの解体作業は、まず、タンクに十分な開放口を設けることから開始することとし、

溶断機等の火気を使用する場合は、次のいずれかによる安全に配慮した方法で行うこと。

(ア) 廃止タンク内に水を充填し、可燃性蒸気及び空気を大気中に放出し、廃止タンク内の気相部をなくしてから開放口を設ける方法

(イ) 廃止タンク内に窒素ガス等の不燃性気体を流し続け、廃止タンク内の可燃性蒸気及び空気を不燃性気体で置換してから開放口を設ける方法

(ウ) (ア)又は(イ)と同等以上の安全性を有する方法

カ マンホールのある廃止タンクは、マンホールを開放して解体すること。

(5) その他

ア 埋設された状態の廃止タンクを掘り起こして解体する場合であっても、(3)及び(4)によること。

イ 廃止タンクを売却し、又は譲渡する場合は、(3)及び(4)の留意事項中必要な安全対策事項を相手側に通知すること。

6 「残存危険物の処理」の欄には、火災・爆発等の事故防止のため危険物施設内に可燃性混合気が滞留しない状態とする等の処理の方法について記載すること。(H17.1.14 消防危第14号通知)

7 廃止に伴い地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の指定数量以上の危険物の取扱いを行う場合は、仮貯蔵、仮取扱承認申請が必要となる。

8 製造所等のタンクの完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失う。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たな完成検査前検査が必要となる。

9 廃止年月日以後に危険物の指定数量以上の貯蔵又は取扱いが確認されたときは、無許可貯蔵又は無許可取扱いとなる。(法第10条第1項違反)